

関原発 第232号
平成23年 9月 6日

高島市長 西川 喜代治 様
長浜市長 藤井 勇治 様
米原市長 泉 峰一 様
彦根市長 獅山 向洋 様

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠



原子力発電等に関する緊急申し入れについて(ご回答)

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年4月22日、高島市様、長浜市様、米原市様ならびに彦根市様から賜りました「原子力発電等に関する緊急申し入れ」の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

弊社は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を、同じ原子力事業に携わる者として「決して起こしてはならない重大な事故」であると、大変重く受け止め弊社の原子力発電所の安全・安定運転ならびに設備の安全確保に万全を期すとともに、今回の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策に全力を挙げて取り組んでおります。また今後、新たな知見、情報が得られ次第、必要な対策を迅速かつ確実に実施するなど最大限の努力を続けてまいり所存でございます。

お申し入れ頂きましたご要望事項につきましては、別添のとおり回答させていただきます。今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

1. 原子力施設のより一層の安全確保について

- 「原子力発電所の安全の確保」につきましては、今回の事故を受けた緊急安全対策ならびにシビアアクシデント対策等を既の実施しておりますが、今後とも、必要な対策を迅速かつ徹底的に実施していく所存でございます。

- 今回の事故は、津波の影響によって、
 - ・ 電源が確保できなかったこと
 - ・ 原子炉の冷却機能が失われたこと
 - ・ 使用済燃料プールの冷却機能が失われたことが、事故拡大の直接的な要因であると考えられております。

- これらに対して、直ちに実施可能な地震対策、津波対策につきましては、緊急安全対策として既の実施しております。さらに中長期的な取組みにつきましても、引き続き、設備・運用の両面から徹底的な対策を実施しているところでございます。

(電源確保について)

- 非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合に備え、各発電所に電源車を配備するとともに、電源車から発電所設備にケーブルを繋ぎ込む手順書を整備し、訓練を行っております。また、さらに信頼性を高めるため、空冷式の移動式発電装置を各発電所に設置する予定でございます。

(原子炉の冷却機能について)

- 弊社の原子力発電所は、全ての電源が失われ電動の冷却ポンプを動かさなくなった場合でも、蒸気の力で回転する給水ポンプにより自動的に蒸気発生器に冷却水を送り、蒸気発生器を介して原子炉を冷却できるシステムとなっております。

- この給水ポンプによる冷却を長時間続けることを可能にするため、水源となるタンクに消防ポンプ等で水を補給し続けられるよう、必要な資機材を配置するとともに、訓練を行っております。

- これらの対策をさらに万全なものにするため、タンク周辺に津波の影響を防ぐ防護壁を設置いたします。

(使用済燃料プールの冷却機能について)

- 通常の冷却装置が使用できなくなった場合に備え、プール近くの消火栓や消防ポンプ等でプールに水を補給できるよう、必要な資機材を配置するとともに訓練を行っております。

- これら緊急安全対策に加え、保安上重要な機器が津波による被害を受けないように、建物の扉のすき間を完全に塞ぐ工事や、屋外にある海水ポンプの周りに防護壁を築く工事等も実施してまいります。

(シビアアクシデント対策)

- 万一、シビアアクシデントが発生した場合の対応をより迅速・的確なものとする観点から、中央制御室の作業環境の確保、緊急時における発電所構内通信手段の確保、高線量対応防護服等の資機材の確保および放射線管理のための体制の整備、水素爆発の防止対策、がれき撤去用の重機の配備などの追加対策を実施しております。

(その他の対策)

- また、原子力災害防止対策の推進を一元的に取り纏める責任者として、3月28日付で、原子力事業本部に部長を1名、各発電所に副所長を1名、新たに配置し、体制の強化を図っております。
- 弊社としましては、今後も、全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合には、必要な安全対策について、最優先で取り組んでいく所存でございます。

2. 監視体制の強化について

平常時の放射線の監視につきましては、発電所周辺に設置しているモニタリングポスト等による計測値を弊社ホームページ上で公開しており、ご確認いただくことが可能でございます。

今後一層の「監視体制の強化」につきましては、国における原子力防災対策の見直しの動きも踏まえ、関係自治体様のご意向もお伺いしながら、モニタリングポストの設置等について、検討してまいります。

3. 災害時の情報伝達の徹底について

万一、事故や異常が発生した場合の連絡体制につきましては、弊社から滋賀県様、高島市様ならびに長浜市様への連絡体制は既に構築しております。

弊社からの連絡体制につきましては、再度確認させて頂く所存でございます。

4. 情報提供と説明責任について

原子力発電や放射性物質等に関する情報提供につきましては、引き続き皆さまのご指導を賜りながら、今後より一層の工夫と努力をしております。さらに、原子力の安全対策や周辺環境の保全についての説明につきましては、

ご要請に沿って対応してまいります。

5. 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて

「原子力災害対策にかかる法律等の見直し」につきましては、既に現在国において議論が始まっております。弊社といたしましては、その動きを注視しつつ、事業者として取り組むべき課題に真摯に対応してまいります。

6. 情報の提供と連携の強化について

地域防災計画の見直しの検討に際して必要となる原子力施設の安全対策や監視体制に係る情報につきましては、積極的に提供してまいります。

連携の強化につきましては、定期的な協議の場を設ける等、ご要請に沿って、対応してまいります。

7. 安全協定の締結に向けた検討について

万一、事故等が発生した場合の連絡体制につきましては、弊社から滋賀県様、高島市様ならびに長浜市様への連絡体制は既に構築しております。

安全協定の締結につきましては、これまでの連絡体制構築の経緯や、関係者の皆様のご意向を踏まえ、検討してまいります。

8. 自然エネルギー導入への積極的な取組みについて

「自然エネルギー導入への積極的な取組み」につきましては、弊社は従来から、自然エネルギーの導入拡大に向けた様々な取組みを行っております。

弊社としましては、今後とも、自然エネルギーの導入拡大に向けて、積極的に取組みを推進していく所存でございます。

以上